

## 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	介護給付の適正化の推進（要介護認定の適正化・ケアプランの点検）
------	---------------------------------

## 現状と課題

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要なとするサービスを、事業者がルールに従って適切に提供するように促すことであり、本市では平成20年度から、いわゆる介護給付の適正化主要5事業である、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知の取組を行っている。

本市の第1号被保険者の要介護認定率は、全国及び県内平均に比べ低い状況にあり、要介護（要支援）認定者における要介護3以上の中重度者の割合は国、県、近隣中核市よりも高い状況にある。また、今後の後期高齢者人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数、中でも中重度の認定者数の増加が予測され、自立支援、重度化防止の観点からも介護給付の適正化は重要である。

よって、ケアプランや認定調査票の点検、介護支援専門員等の資質向上を図ることは、適正な要介護認定のもと、自立、重度化防止に向けた個別性のあるケアマネジメントが行われ、介護給付の適正化の推進に繋がる。

## 第7期における具体的な取組

- ・認定調査票の点検及び個別指導
- ・認定調査員研修会の開催
- ・市内居宅介護支援事業所へのケアプラン点検
- ・ケアプランスキルアップ研修会の開催

## 目標（事業内容、指標等）

事業別年度別指標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
調査票の点検率	100%	100%	100%	100%
調査員研修（回数）※1	8回	8回	8回	8回
ケアプラン点検数※2	100%	100%	100%	100%
ケアプランスキルアップ研修（回数）※3	5回	5回	6回	6回

※1 新任調査員研修会6回、新任調査員全員に対し実施する。現任調査員研修会2回。

※2 3年間1クールで、全事業所各1回点検。指摘事項の多い事業所は複数回実施。

※3 経験値に応じた内容で受講できるようにするため、研修の回数を5回→6回に増やす。

## 目標の評価方法

- 時点
  - 実績評価のみ
- 評価の方法
  - ・認定調査票点検数
  - ・調査員研修回数、参加人数及び参加者アンケート結果
  - ・ケアプラン点検の検討会開催回数、点検数
  - ・ケアプランスキルアップ研修会の開催回数、参加人数及び参加者アンケート結果

年度	平成30年度
----	--------

## 後期（実績評価）

- ①認定調査票の点検：認定調査票の全件点検と個別指導及び認定調査員研修会の開催
- ・介護保険課職員（保健師・看護師）、事務受託法人による全件点検実施 100%  
13,335件（常勤14件、非常勤6,034件、居宅介護支援事業所5,486件、事務受託法人ケアマネージメントサポートセンター1,801件）
  - ・認定調査員研修会の実施 8回（新任研修6回 42人、現任研修2回 93人）
  - ・参加者アンケート：判断基準の修正ができた。気づかなかった点を他者から聞けた等
- ②ケアプラン点検：市内居宅介護支援事業所へのケアプラン点検と連動したケアプランスキルアップ研修会の開催
- ・市内居宅介護支援事業所へのケアプラン点検の実施  
3年間1クール（H29.30.31）で、全事業所各1回点検（指摘事項の多い事業所は複数回実施）。  
3年間実施対象91事業所（H30.4.1現在）。  
H30年度対象 18回 36件（36事業所）（3年間1クール中2年目）。
  - ・ケアプランスキルアップ研修会の開催：5回 172人（基礎編1回、実践編4回）
  - ・参加者アンケート：アセスメントの重要性、生活歴の聞き取りの大切さに気づけた等

## 自己評価結果

- ①認定調査票の全件点検と個別指導。認定調査員研修会の開催【◎】
- 点検した結果から間違えやすい項目、重点項目等について研修会で伝えることができ、改善傾向が見られている。
- 【参考】調査票点検 H30目標：100% H30実績：100%（13,335件）  
調査員研修 H30目標：8回 H30実績：8回
- ②ケアプラン点検。ケアプランスキルアップ研修会の開催【◎】
- H30年度作成の「ケアマネジメント実施の要点」を研修会で配布し、説明・活用を促した。
- 【参考】ケアプラン点検 H30目標：100% H30実績：100%（36事業所）  
ケアプランスキルアップ研修 H30目標：5回  
H30実績：5回（基礎編1回、実践編4回）

## 課題と対応策

- ①課題：調査員の入替えが頻繁にあり、調査の視点は伝えるが、浸透しづらいこともあり、調査員の聞き取り不足や調査票の特記事項の記載不足により、適正な認定審査が行えない可能性も考えられる。
- 対応策：継続して調査票の点検、個別指導、研修会（新任編、現任編）を開催していく。
- ②課題：アセスメントに基づき、自立支援・重度化防止に向けたケアプラン作成が行われていない事業所がある。
- 対応策：「ケアマネジメント実施の要点」の活用を促すとともに、ケアプラン確認指導を継続して実施し、「ケアプランチェックリスト」「振り返りシート」にて指導前後の介護支援専門員の「気づき」の有無について把握する。